

平成30年宇治田原町予算特別委員会

平成30年6月18日

午前10時開議

議事日程(第1号)

日程第1 議案第43号 平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)

1. 出席委員

委員長	5番	浅田晃弘	委員
副委員長	8番	藤本英樹	委員
	1番	谷口重和	委員
	2番	松本健治	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	4番	馬場 哉	委員
	6番	原田周一	委員
	7番	山本 精	委員
	9番	山内実貴子	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	委員

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	山下康之	君
教育	長	増田千秋	君
総務部	長	奥谷 明	君
健康福祉部	長	久野村 観	光 君
教育部	長	光嶋 隆	君

まちづくり整備推進 担 当 部 長	黒 川 剛 君
企 画 財 政 課 長	矢 野 里 志 君
税 住 民 課 長	長谷川 みどり 君
プロジェクト推進課長	山 下 仁 司 君
健 康 児 童 課 長	立 原 信 子 君
学 校 教 育 課 長	岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	村 山 和 弘 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（浅田晃弘） 皆さん、おはようございます。

本日は、予算特別委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただきましてありがとうございます。

今朝は8時ごろに地震が起こりまして、本町では震度4ということで報道で聞いております。被害調査等を今していただいていると思いますけど、また追ってお知らせいただきましてありがたいと思います。

本日の委員会は、去る6月7日の本会議において上程され、本委員会に付託された議案第43号、平成30年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ここで、町長からご挨拶をお受けいたしたいと思います。町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましておはようございます。

先ほど委員長からもお話がございましたけども、本日午前7時58分に大阪北部を震源とする震度6弱の地震が発生したところでございます。

大阪のほうでは、数件の火災、また鉄軌道が止まっている、そしてまた停電も起こっているという状況だそうでございますけども、本町におきましては4.3ということでございました。私も、その時点で総務にございましたけども、役場の庁舎も、約20秒ぐらいやっただと思いますけども、かなり揺れた状況でございましたけども、災害警戒体制をとりまして、9時から班長会議を行いまして、各部から現状の報告ということでお聞きをいたしましたところ、大きな被害は現在のところは入っていないということでございます。

そういった中で、庁舎でございますけども、3階西側の窓がちょっと割れました。また、東側の3階の踊り場の壁に少し亀裂が入ったということを確認しておるところでございます。引き続き各施設の点検、またパトロール等々を行いまして、情報収集に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

6月定例会も6月7日に開会をしていただきまして、12日、13日には一般質問、14日には総務建設常任委員会、15日には文教厚生常任委員会とご審査を賜りまして、

大変ご苦勞さまでございます。また、本日は、予算特別委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本予算特別委員会に付託されました議案につきましては、議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）でございます。浅田委員長様、また藤本副委員長様におかれましては、大変ご苦勞をおかけいたしますが、どうか最後までよろしくお願いを申し上げますとともに、慎重なご審査を賜りますよう、そしてご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（浅田晃弘） ありがとうございます。

ただいまの出席委員は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の予算特別委員会を開きます。

---

#### ◎議案第43号の説明、質疑、討論、採決

○委員長（浅田晃弘） これより議事に入ります。

日程第1、議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局より説明を求めます。矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

議案書のほうをごらんいただきますとおり、今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5億8,672万6,000円を追加させていただきまして、総額を歳入歳出それぞれ59億2,472万6,000円とさせていただくものでございます。

内容につきまして、資料としてご添付をさせていただいております補正予算の主要事項調書とA4横長の6月補正予算（第1号）概要というもの、この2つをごらんいただきながらご説明申し上げたいと存じますので、よろしくお願ひします。

まず、A4の横長の概要のほうで説明を申し上げたいというふう存じます。

今回、1番から11項目の補正予算内容がございます。1つずつご説明を申し上げたいと存じます。

まず、番号1番、企画財政課所管でございます。

公共施設整備基金積立金、10万円追加補正させていただくものでございます。これ

は、京都紫明ライオンズクラブ様から公共施設の整備に役立ててほしいということでご寄附をいただきましたことから、これをそのまま公共施設整備基金のほうに積み立てさせていただくため、10万円の補正予算計上をさせていただくものでございます。

続きまして、2番、企画財政課所管でございます。

老人・身体障害者対策福祉基金積立金、1万円追加補正させていただくものでございます。これは、癒しの手づくり市田原の里様から社会福祉寄附金としてご寄附をいただきましたことから、これをそのまま老人・身体障害者対策福祉基金のほうに積み立てさせていただくため、1万円の補正予算計上をさせていただくものでございます。

続きまして、3番、税住民課所管でございます。

火葬場利用者補助金、63万円の追加補正でございます。これにつきましては、予算の主要事項調書の1ページをごらんいただきたいと思います。

調書にございますように、本町に住民登録のある方が死亡等された場合におきまして、火葬を行った方に対し、その費用の一部を補助させていただいているところではあります。平成30年7月1日より、本町からの利用者が多い宇治市斎場の使用料が改定されますことに伴いまして、補助上限額を3万円から4万円に改定し、住民の方々の負担軽減を図るものでございます。

具体的には、例を示させていただいておりますが、現在、大人の方の火葬場使用料がA欄にあります7万円でございます。B欄は宇治市民の方の使用料1万円、この7万円から1万円を引いた6万円の半分3万円を補助させていただいているところであります。今回の使用料改定によりまして火葬場使用料が9万円に、宇治市民の方の使用料が1万2,000円になりますことから、改定後は3万9,000円を補助させていただこうというものでございます。

続きまして、4番、健康児童課所管でございます。

施設型給付事業費630万3,000円の追加補正でございます。

これにつきましても、補正予算の主要事項調書の2ページをごらんください。

施設型給付の制度といたしましては、子ども・子育て支援新制度において、新制度に移行する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付制度が創設されたことに伴いまして、町外の新制度に移行する認定こども園等を利用して教育・保育を受ける児童に対しまして、国が定める法定価格から保護者が負担する額を引いた部分を給付するものでございます。このたび、町外の認定こども園の広域利用を実施することにより負担金の追加をお願いするものでございます。

特定財源といたしまして、国ルールに基づきまして、国から229万円9,000円、京都府から197万9,000円を計上させていただいております。

続きまして、また横長の表のほうにお戻りいただきたいのですが、5番目、建設環境課所管の新市街地連絡道路整備事業費、6番、同じく建設環境課所管の道路施設長寿命化修繕事業費につきましては、いずれも国の交付金内示額が予算額を下回ったことに伴います財源更正でございまして、補正額としましてはゼロでございます。

続きまして、7番、プロジェクト推進課所管の新庁舎建設事業費5億7,940万円の追加でございます。

主要事項調書の3ページをごらんください。

事業の内容といたしましては、平成32年度の竣工に向けました新庁舎建設工事費及び新庁舎建設工事管理委託に係る費用でございまして、建物概要につきましては、調書に記載のとおり、庁舎棟、鉄骨造り3階建て、延べ面積4,004平米、保健センター・地域子育て支援センター棟、木造平屋建て590平米、車庫、倉庫棟、鉄骨造り平屋建て308平米でございます。特定財源といたしまして、庁舎建設基金から8,000万円、起債4億9,690万円を計上させていただいております。

なお、工事期間が複数年にわたりますことから、議案書の3ページ第2表にもありますように、期間を平成31年度から32年度まで、限度額12億9,500万円の債務負担行為も追加をさせていただいております。

続きまして、横表の2ページ目になります。

8番、プロジェクト推進課所管の宇治田原山手線整備事業費、9番、同じくプロジェクト推進課所管の新市街地都市公園整備事業費につきましても、国の交付金内示に伴います財源更正でございまして、宇治田原山手線整備事業につきましては、国の交付金内示額が予算を下回ったことに伴い、また、新市街地都市公園整備事業費につきましては、国の交付金内示額が予算を上回ったことに伴います財源更正でございまして、いずれも補正額としましてはゼロでございます。

続きまして、10番、11番、学校教育課所管の特別支援教育充実事業費、小学校費で217万1,000円の減額、中学校費で245万4,000円の追加でございます。

平成29年度には、小学校に町雇用の特別支援補助教員を2名、中学校には京都府雇用の特別支援補助教員1名を配置しておりましたが、平成30年度の府教員人事異動に伴いまして、京都府雇用の特別支援補助教員が中学校から小学校への配置となったため、小学校費で1名分の減額、中学校費で1名分の追加を行うものでございます。この事業

費の差額につきましては、補助教員の交通費の差額によるものでございます。

以上、補正予算の総額が5億8,672万6,000円とさせていただくもので、特定財源といたしましては、この表にございますように、国庫補助金、府補助金、寄附金、繰入金、町債の特定財源を充てさせていただいておりまして、なお不足する767万3,000円につきましては、一般財源として計上させていただいておりますが、これはまだ確定はいたしておりませんが、総枠で確保できておりますので、前年度繰越金767万3,000円を充てさせていただきまして、今回の一般財源として、特定財源と合わせて本補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上、私のほうからのご説明とさせていただきます。

○委員長（浅田晃弘） 質疑のある方は、簡潔に質問をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口 整） おはようございます。

二、三、質問させていただきたいと思います。

まず、民生費の関係なんですけれども、施設型給付事業費、要は広域入所の負担金ですね。630万3,000円が上がっておるんですけれども、これは確か1人だったと思うんですが、1人で630万の保育料を負担しなければいけないということの、この辺の、なぜこういうことになるのか、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） ただいまご質問の施設型給付費ですが、宇治市内に所在のある、この4月から新たに認定こども園化された園に行かれますが、もともと保育所をベースに建てられている施設でありまして、そちらのほうがわずか5名だけの定員を1号認定で持たれまして、今回1号認定の枠をとった認定こども園になりました。

そちらのほうの5名のうちの1人として行かれることとなりますが、国の示された計算方法でいきますと、1号認定が幼稚園枠、2号・3号認定が保育所枠となりますが、保育所枠と幼稚園枠を単純に半分半分で持つような大きな費用がございます。

例えば職員の処遇改善、給与の改善に大きな費用がかかりますので、それを計算上、その施設が給付費として給付されることにはなるんですが、その分担が、この施設の場合は160人の定員があるんですが、2号、3号の160人全体と1号認定の5人だけの全体を半分半分で割ることになりますので、今回行かせてもらう1号の幼稚園枠で行く1人に対して、その半分の費用が大きく乗ってくるというのが国の計算上で出された給付費になります。

主にそれがかなり大きな額になりますので、これに関しては、国が多分当初想定していたのでは、5対160というようなアンバランスな施設ができるということの想定はなかったということかなとは思っておりますが、いろんな計算方法の中で、保育所枠と幼稚園枠が半分半分というふうな算定がされている部分がありますので、そこが大きく乗っているところです。

また、定員5名ということになりますので、同じく国から示された中で、例えば160人ぐらいの定員の1号認定でありましたら、月額2万数千円で済んだところが、15名までの少ない定員のところは8万円ほどの月額が給付費として算定されますので、そういう細かいところで、小さな定員の施設であるがために、計算上大きな額になるということで嵩んでいっているものだと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今説明していただきましたように、制度設計上不備というんですか、ちょっと不均衡な費用負担ということが出てくるようになってきていると思うんですね。今言われたように、5人と160人がそれぞれ半分ずつ持つということで、聞いていますと、そのうちの5名の枠でたまたま1人しか宇治田原から行く子がおれへんから、5名を全て、5分の5持たんなんということで、処遇改善にかかる経費のうちの2分の1を1人で持たんなんという、まさに制度設計上の不備だと思うんです。

それで、こういう形で広域入所がどんどんできるようになったのは確か平成27年の制度改正からやと思うんですけども、本町が掲げておられます人口減少対策の一環で、子育て施策の充実というのはもう非常に必要なことで、制度がこういう形で充実されたのはいいんですが、しかし、今言うたような制度設計上の不備と思われる部分がありますので、例えば町民の方が1人の子どもがほかの市町村に行くについて630万負担せんなん、まして町の単費、要は税金から200万を負担せんなんとなれば、なかなか、住民理解が得られるのかなという気もしないわけではないんです。

けれども、今申しましたように、これは大事なことなんで、このところは京都府のほうに対して、町のほうから国に対して制度改正を求めるような声を上げていただくといいというためにも、議会として意見書、附帯意見をつけたらどうかと、これは私から提案したいと思うんですけども、後ほど諮っていただいて、附帯意見をつけて、国のほうに制度改正というか、制度設計の改正を求めていただきたいと思うんですけども、既に町のほうも京都府に話をされていると思うんですが、そのあたり、京都府との話はどんな感じでしていただいていますか。



○委員長（浅田晃弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 京都府の本庁の担当課長ともお話をさせていただきまして、こういうすごく不均衡なことが起こっているという現状を数字をお示しさせてもらってお伝えしてはいます。

こちらのほうは本当に国の示された計算で、宇治市としても淡々とされていますので、どうしてもそちらのほうの計算を変えるというようなことはできないんですが、やっぱりこういう想定のないアンバランスな定員になるとこういうことが起こり得るといことは府としても当然想定もなかったということなので、やっぱり国のほうに大きく声を上げて、こういうことも起こり得ていると、やっぱり計算に関しては、単純にそういう場合でしたら165で割れば何ら大きな不均衡がなかったような計算にもなりますので、そういう可能性も含めて府から国のほうに、京都府として取りまとめの責任を持って伝えてほしいということは申し上げております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、既に京都府のほうに対して働きかけはしていただいていると思うんですけども、議会のほうもそういう声があるという意見書をつければ、さらにバックアップにもなると思いますので、後ほど委員長で諮っていただいて、ぜひ附帯意見をつけるという形で進めていただきたいというふうに思います。

次に、庁舎の関係なんですけども、先ほど委員長なり町長の挨拶にもありましたように、今朝、くしくも震度4の地震が起きました。この庁舎は、耐震的には非常に厳しいものがあるということで、新たに新しいところに移っていくということで今進んでいるんですけども、まさにほんまに今日の朝に地震が起こるといのは非常に皮肉なことかなというふうに思っておりますけれども、それですでに1点聞きたいんですが、以前からある人たちは、地震で埋立地だから液状化の心配があるということをおっしゃっていたんですけども、今回この程度の、この程度という言い方がいいかわかりませんが、震度4でかなり揺れたんですけども、今度新しく移ろうとしている場所は液状化のおそれはありませんか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） ただいまのご質問、液状化の件でございますけれども、液状化の要因といたしましては、砂質であること、N値、強度が非常に低いということ、それとあわせて、水があるということをお条件として以前からご説明させていただいているとおりでございます。

今般、本当に今朝方なんですけども、先ほどもご報告がございましたけれども、町内各道路なりの点検もさせていただき中で、あわせて新庁舎の予定地につきましても確認をさせていただいております。その結果といたしましては、特に異常はなかったというようなことでございます。

ただいまの質問についての答弁とさせていただきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） この間、一部の人たちから埋立地だから液状化の心配ということも反対の理由に挙げておられましたけれども、今のところというか、今日の地震では全くその心配がないということが立証されたのかなというふうに思います。今の答弁を聞いて安堵いたしました。

次に、新庁舎の建設に係る費用なんですけども、今回の補正予算で5億7,900万、約6億近く、債務負担行為で12億9,500万、13億近く、約18億に近い形での契約をされるという理解でいいわけですね。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 今般の議会のときに一般質問もいただいている中で、発注方法につきましては、再度検討させていただきたいというようなご答弁もさせていただいております。でございますので、今おっしゃっていただいた総額18億という数字は確かにそうではあるんですけども、1社と契約するとかという話につきましては、まだこれから十分検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、契約の方法について答弁いただいたんですけども、確かに先般もジョイントベンチャーの話、質問が出ていたと思うんですけども、ジョイントベンチャーも必要ですけども、例えば分離発注で業種をいろいろと細かく分けて発注をするということも必要かなと思うんです。確かに割れば割るほど諸経費で若干経費の負担は上がっていきますけれども、やはり町内の業者の方に参入していただこうとすれば、分離発注等でできるだけ敷居を低くするというのも必要かなと思うわけです。

当然、最初の経費は若干高くつくかもしれませんが、町内の業者の方が請け負われて、また、そのいろんな形での波及効果等を考えたときに、最初のインシャルコストが高くついても、後でそれはそれで地元に戻ってくると。まして18億という大きな事業なんでなかなかそう頻繁にある事業ではないと思うんですけども、できるだけ

分離発注をいていただきたいと思うんですけども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） そのあたりも含め、検討はさせていただきたいなというふうには思っております。今ご提案いただきました宇治田原町内業者さんの育成ということも当然でございますので、その辺も含め考えたいんですけども、一つの方法は、ただいまご意見をいただいたとおりにかなというふうに思います。また別の見方をしますと、分離発注ではなく分割発注というような考え方もあるかなというふうに考えてございます。

確かに大きな、例えば10億を超える、何億を超える事業になりますと、受けていただく業者さんにつきましては、やっぱり特定建設事業者というくくりが出てくるかというふうに考えてございます。そのくくりを保持しようとするすると、結局宇治田原町内の事業者さんに参加していただくことができないというようなことにもつながりかねないという部分があるかというふうに考えてございますので、その辺も含め、今後検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほうを賜りたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 分割であれ、分離であれ、できるだけ町内の業者が事業に参加できるような方法を考えていただきたいと思います。まして下請、孫請で入るようなところでは、それはそれなりに厳しい条件になってくると思いますので、今申しましたように、町内の業者が事業に入れるというふうなことを極力考えていただきたいということはお願いをしておきます。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） それでは、子ども園の関係で、ちょっと細かい話になるわけですが、これは年度、スタートして間なしなんですけど、当初予算時にわからなかったのかどうか、その辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 当初予算の計上の際には、この児童さんが行きたいという申し出のまだ把握ができておりませんので、3月ぎりぎりに、2月の末にお申し出がございまして、こういうことで1人行きたいという情報を得ました。

一昨年、同様に八幡市のほうの認定こども園に行かれていたケースがございまして、そのお子さんは幼稚園ベースの園に行かれていましたので、そのお子さんをベースに当

初でも費用は1名分概算で見えておりました。幼稚園の枠で1名行かれるということなので、もう当初予算の計上も終わっておりましたし、そちらのほうでも何とか1名、同じ幼稚園部分なので可能かなというふうには思っておりましたが、3月末に宇治市から示された金額が大きな金額だったということで、当初に申しわけなく計上できておりませんので、当初予算の計上時には把握をしていなかった児童分ということで今回補正で上げさせていただきます。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 当初は38万7,000円ということで、これはどういうふうな形態で何名ぐらいの予想をしながら予算計上されていたのか。

○委員長（浅田晃弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 当初に上げていましたのは、一昨年に八幡市の認定こども園に行かれていた事例がございますので、その1名分のときの事例をベースに、1名、認定こども園の幼稚園部分に行かれたら対応できる金額として上げておりました。昨年保育所に行かれていた1名分の方は、今一旦お休みをされておりますので、退所されておりますので、そちらのほうは計上しておりません。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） こういうふうなパターンでいきますと、来年のことを言うたらなんですが、来年の当初予算の予想として、どういうふうな形で上げるのかというのは非常に流動的な部分が出てくると思うんですけど、お考えをお伺いしたいんですが。

○委員長（浅田晃弘） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 通常でありましたら、今回宇治市が変更されました認定こども園以外でしたら、もともと幼稚園ベースなのでここまでの大きな施設型給付費がかかってこなかったということなんですが、宇治市に何園か認定こども園化された保育所がございますので、そちらの希望があれば大きな金額がかかってくると思っております。

また、今回行かれる方が来年度もまだ行かれる年齢にはなりますので、この1年でいろんな京都府とかとの協議も進めまして、宇治市とも協議をさせてもらって、現状、行かれるような方を把握させてもらって予算を適正に上げていきたいと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） いずれにしても、人数と施設、それから冒頭言われました条件、そういうものによってかなり金額的にも変わってくると思いますので、そこら辺は十分慎重に取り組んでいただきたい、情報なんかも得ながらやっていただきたいと思います。

ので、よろしくお願いします。

それと、続いて、新庁舎の関係でお伺いしたいと思います。

以前、我々の情報として聞いておった面積と、今回主要事項調書に出ている1フロア、2フロア、3階がおのおの若干増えているわけですけど、一番最初のとくに比べてもっとスリムにしようということで大分減らしてきた中で、また今回増えているんですが、そこら辺の考え方を少しお伺いしたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 委員のご指摘のとおり、最終の面積という形が、まだ概算レベルではございましたけれども、お示しをさせていただいていた数字よりは大きくなっていると。これにつきましては、建築確認申請なりの書類上使っていく数字でございまして、ひさしの部分でありましたりとか、覆いあり駐車場のひさしでありましたりとかいう部分がもともと床面積のほうに含まれていなかったものを、今般、申請書に基づく面積として積算のほうをさせていただいたという関係で、若干数字のほうが動いているというようなことでございますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） この段階で今後増減というのはもうないということで、完全にコンクリートされたという捉え方でいいんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 正直申しまして、許認可をお持ちの京都府さんなりのほうとまだ協議をしている最中でございます。若干の平米数の変更というのはひよっとしたら出てくるかもしれませんが、現時点での私どもが把握している数字、建設していこうという面積につきましては、現在の数字としてお示しはさせていただいているというふうなことでございます。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 数字というのは、ややもすると独り歩きするわけですよ。いや、この数字やと。いや、Aという数字、Bという数字、どっちが正しいんやと。最終的にこれだというのが決まれば、我々にもきちっとした報告を願いたいし、どういうふうな理由でこうなったというのを出していただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 委員がご指摘のとおりやというふうに私どもも思っています。当然、間違った数字をお示しさせていただくことをしようとしているわけではございませんで、事務を進めていく上でどうしても、例えば非常ドアの内開きを外開きにする点で検査機関に対して申請した際に、そこには屋根が必要ですねとかというような軽微な変更がどうしても出てくる部分がございます、その辺を最終的に今精査をしているところでございますので、こういう言い方をしなすと変なのかもしれませんが、検査機関で確認をいただいた数字が最終的な数字になろうかというふうに思います。最終のところを持っていきたいということで、現在事務のほうを進めさせていただいてございますので、ご理解のほうをいただきたいなというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） やっぱり数字というのは、最終、完成するまで金額的にも影響してくるし、それがつきまとうわけですね。そういった部分では、やはりある一定の段階できちっとした、これでいくんやというのを、図面はできているけどまだ変わる可能性がある、そんなもんおかしいわけやさかいに、そこら辺はきちっとやっぱりしてもらわないといけないということを、これはもう意見として言うときます。

それと、以前もらっております工程表では、当初の段階では平成31年度末で完成やと、そして平成32年度当初から供用開始ということで伺ってきたわけですが、今回の主要事項でいきますと、平成30年度から平成32年度に新庁舎建設工事となっているわけです。その32年度4月以降、どれだけ月をまたがって32年度に入るのか、じゃ、早い話がいつ完成するのかというのをもうこの段階で出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） おっしゃるとおり、目標としまして32年3月完成を目途ということでこれまでご説明はさせていただいてたかというふうに思います。また、供用につきましては、ただ、年度当初からということではなしに、年度中の供用という形でご説明はさせていただいてたかというふうに思います。

それに向かってできるだけ早く、今般の地震ではないですけども、やはり安心・安全な建物を建築していきたいというふうに考えてございますし、それを早くするということは大変重要なこととも認識はしてございます。できるだけご期待といいますか、目標として進められるように今後も進めていきたいというふうに考えてございますので、ご理解のほうをお願いできたらというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 31年度末で完成というのは工程表にきちっとした形で出ておりましたので、その辺は、やはり我々の頭の中ではもう31年度で完成やという捉え方をしておりましたので、じゃあまた工程表も差しかえるなり、この時点までかかるんやというのをやっぱり明確にしてもらわないと困るわけで、そこら辺もひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、庁舎建設、建屋の本体はできたけど、周辺の外構工事、そういったものについての考え方というのか、その辺も含めて庁舎の中へ取り入れてこの時期に完成するんやというのか、外構工事は外構工事で別にまた期間が設定されるのか、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 山下課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） もちろん計画として外構も含め完成という形で我々は認識してございますので、外構を含め、32年3月なり、32年を少々入った時点で完成をしていきたいというのが現在の思いでございます。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 新庁舎に思いを託す、非常に我々は期待もしておりますし、また早く建てていただきたい。そうはいっても設計から施工にこれから入っていくわけになりますので、ある一定の計画の数字というのは守っていただくようにして、そしてきちっとした形で完成できるように期待もしておりますし、ぜひ工程に従ってやっていただくようお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 先ほどから出ております施設型給付事業につきましてですが、質問ということではないんですが、谷口委員がおっしゃったように、非常に法制度上の不備があるということでした。

課長のほうから、5対160という想定は国のほうもしていなかったということだったと思うんですが、現にそういう現状が起きているということでもありますので、町からも言っているということですが、やはり議会としても制度の改正を強く申し上げるべきだというふうに思っておりますので、附帯意見については、私もつけていくべきだというふうに思います。以上です。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

附帯意見を付したらとの意見がありましたが、皆さん、いかがでしょうか。松本委員。

○委員（松本健治） 谷口整委員から先ほど出ていましたように、附帯意見の件については、既に進んでおることかもしれませんけれども、私も同様に出していくべきだろうというふうに思いますので、賛成したいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございせんか。

それでは、附帯意見を付すことで、皆さんうなずいておられますので、委員の意見が一致しているものと判断いたします。

内容についてはいかがでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ただいま委員長一任ということで意見が出ましたので、それでは、委員長、副委員長でまとめさせていただき、ご提示させていただきたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時43分

再 開 午前10時53分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

附帯意見の内容についてご確認いただきたいと思います。

私のほうから読み上げさせていただきたいと思います。

附帯意見。

議案第43号「平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）」のうち「施設型給付費」について。

「宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる人口減少対策の一環としての子育て施策の更なる充実・強化は、本町の喫緊の課題であり、子ども・子育て支援施策については積極的に取り組むべき施策である。

しかしながら、子育て施策の大きな柱である子ども・子育て支援新制度における施設型給付費の算定方法、とりわけ今般の広域利用に係る施設型給付費の加算額算定方法については、新制度の設計段階では想定されていなかったと考えられる利用状況が発生した結果、不均衡な費用負担が生じている。

このような不均衡な状況を是正するため、京都府が国に対し制度の問題提起を行うとともに、府内自治体間での教育・保育施設の広域利用について協議・調整できる場を設けるよう、町は強く要望を行うこと。



以上でございます。

この内容でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。それでは、この内容で附帯意見をつけることといたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前10時57分

○委員長(浅田晃弘) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本案につきましては、議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案が提出されております。

提出者より提案理由の説明を求めます。今西委員。

○委員(今西久美子) 皆様には、お疲れのところ、貴重なお時間を頂戴いたしましてありがとうございます。

それでは、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)に対する修正案につきまして説明をさせていただきます。

これまでから議論をしてみましたように、新庁舎の建設予定地につきましては、より安全な場所に建設すべき、庁舎の用地としてはふさわしくないと判断をし、再検討を求めてまいりました。

庁舎用地としてふさわしくないと判断をいたしました理由につきましては、1つ目には、砂利採取跡の埋立地であることから、30mの深さにわたって軟弱地盤であり、防災拠点となる新庁舎の役割が果たせないと思われること、2つ目には、国道307号や町の中心地から遠く離れ、いろいろ手だては打っていただくということですが、住民の利便性につきましては問題があると思うこと、さらには、3点目に、周辺整備も含めまして多額の予算を投入することとなり、町の財政を圧迫することが予想されること、また、何より住民的な合意が得られていないというふうに考えております。

以上述べました点から、本予定地に新庁舎を建設することには反対するものでありまして、補正予算(第1号)に計上されました新庁舎建設に係る費用を全て削除する修正案を提出するものでございます。

まず、第1条中、5億8,672万6,000円を732万6,000円に、59億2,472万6,000円を53億4,532万6,000円に改めます。

次に、第2条の債務負担行為の補正を削り、第3条を第2条といたします。

第1表歳入歳出予算補正のうち歳入では、基金繰入金7,660万円をマイナス340万円に、繰越金767万3,000円を517万3,000円に、町債5億430万円を740万円にそれぞれ減額し、歳出では、総務費、総務管理費5億7,951万円を11万円に減額をし、補正額の歳入歳出合計ともに5億8,672万6,000円を732万6,000円とするものでございます。

さらに、第3表地方債補正のうち庁舎建設事業費の限度額5億1,290万円を1,600万円といたします。

参考といたしまして、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算（第1号）修正に関する説明書・歳入歳出補正予算事項別明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（浅田晃弘） 説明が終わりました。

直ちに質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。ございませんか。谷口委員。

○委員（谷口重和） 何度もこの土地がだめやということで反対しておられるんですけど、ということは、最適な土地というのはどこに決めておられますか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） どこに決めているということではございません。より安全な場所、より住民の利便性のよい場所ということにつきましては、やはり307号沿いがいいのではないかというふうには考えております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） やはり反対ということは対案を出してもらわんと。この場所は最適という場所を決めてもらわないと住民の安心度がやはり成り立たないと。反対は反対で結構です。反対のかわりに対案を出してください。それをお願いします。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 以前、一般質問等でもお話もさせていただいたと思いますが、町が示しました候補地1、府道沿いでもございましたけれども、私としては、そことしか今は言いようがございません、ほかの方の土地でもありますので。私はそこがいいのではないかというふうに今考えております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今西委員及び、発言するべき機会があればお答えいただきたい、山本委員にも聞きたいと思いますが、まず、今西委員の考える議会制民主主義とはど

のようなものでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 議会の議員さんにつきましては、住民の代表ということでこの場に来ておられるということでございますので、住民の代表として行政をしっかりとチェックし、住民の要望をしっかりと実現していくというのが役割だと考えておりますし、議会制民主主義につきましては、多数決という原則もございますので、それはそれで尊重すべきものだと考えております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、多数決の話になりましたけども、ならば、次に、今、多数決は尊重すべきだということでお答えをいただいたんですけども、今回の庁舎の問題についてこの間いろいろと議論があり、昨年3月にも相反する決議案が出されました。建設予定地の再検討の決議案は賛成少数で否決されていますよね。その後、3月議会でも一般会計の修正案が出され、同じく否決をされた。また今回修正案が出されとる。ですので、このあたりで議会制民主主義はどのように考えるか、また、次に多数決はどうなんだというのをお聞きしたかったんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今年の3月議会についても、修正案も提出をさせていただきました。これまでの状況から申し上げまして、今回の修正案についてもご賛同いただけるといふふうには考えておりませんが、修正案の提出につきましては、議員にも認められた権利でございますので、私の意思表示として今回提出をさせていただいたところでございます。

ちょっと答弁になっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと意味は違いますけども、一事不再議ということがありますよね。同じ会期内で同じ議案を2回審議しないと。その延長で考えれば、先ほど言うてますように、多数決で決まって、一応その流れで来ている部分を修正するというのは、確かに議員の権利ではあるんで、毎回出されるのは別にそれはそれでいいと思うんですけども、今朝の地震でこの庁舎の壁にクラックが入り、応接室の写真が落ちたり、またそちら側の窓も割れていると、このような状況の中で、今のこの庁舎がいいということにはならないですよ。まして今西委員が言われた307号線沿いにいいところがあればというお話ですが、ハザードマップからすればそのあたりも水没すると、だから高

台にということで、今予定しているところが100%完璧かといえば、いろんな課題はあると思うんですけども、ただ、現時点ではあの場所が適当だと私は思い、この間、賛成もしてきたわけです。

そんな中で、今西委員のほうはこういう形で修正案を出された。前回、3月のときも、出すについて非常にエネルギーが要ると、なかなかしんどかったと、もう懲りたという話をされたというのも灰聞したんですけども、この「もう懲りた」という言葉は、仏教用語では、ここに久野村部長もおられますけれども、最澄聖人が言われた言葉で、「おのれを忘れ他を利するは、これ慈悲のきわみなり」、忘己利他という言葉があるんですね。これからすれば、自分たちの主張は大事かもしれませんが、むしろ大事なものは他を利する、他とは住民の方々ですね。やはりこの庁舎がいいということにはならない中で、新しくあの場所に行く、庁舎ができる、また、そのことによって山手線の事業促進につながり、あそこに新市街地ができていくと、まさに利他ですよ。このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） もう懲りたの話につきましては、谷口委員からもお聞きをいたしました。私自身、もう懲りたというふうに言った記憶はないんですけども、修正案を出すに当たっては非常に苦勞もいたしました。

ただ、前回も申しあげましたけれども、今、住民さんのお話もございましたけれども、やはりこの思いの中には住民の声がございます。あの場所がもちろん谷口委員のようにいいと思っておられる方もおられるかとは思いますが、私がお聞きをしている中では、やはりあそこはだめや、だめちゃうかというお声が非常に多くございますので、そういう意味では、別におのれを忘れたわけでもございませんし、他を利する、住民の皆さんのことも考えながら本修正案の提案に至ったものでございます。以上でございます。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 先ほど3点の反対理由を述べられましたよね。一番最初に埋立地の軟弱な地盤だということを言われましたが、私は、先ほどの一般会計の質疑の中で、担当課長のほうに心配のあった液状化はあったのかということもお聞きをしました。全く何ら問題なく、あの場所は埋立地ではあるけれども、そんな心配はないということも言われておりましたし、また、支持杭を打つことによってそこらの解消もできるわけですよ。

利便性の問題を言いますと、新しいところに移れば、今の庁舎から遠くなる方もおれば近くなる方もおられるわけで、そこは仕方がないというか、それなりにアクセスをきちっとすればいい話だと思うんですよ。

また、ほんで3点目の周辺のことについても、あそこを中心に新市街地をつくっていくということなんですけれども、やはりそこらのことを考えて、当然100人いれば、100人が100人とも賛成ということはありません。しかし、反対よりも賛成の方、もしくは仕方がないかという方が上回れば、先ほど言いましたように、今の庁舎の現状を見た中で、決してこれでいくということにもならないので、やはりできるだけ早いことその場所を進めていくということだと思いますし、今回、関連して役場の位置指定の議案、また土地購入の議案も出ているわけですね。もう現実にはこれはずっと動いてきているんですよ。その辺の関連はどう考えるんですか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 今、液状化の話がございました。今回の地震については何ら問題ないということでしたけれども、私どもが申し上げているのは複合災害の場合を考えております。大雨が降ったときに地震が起これば、先ほど課長のご答弁にもありましたように、水は地下に存在をするということにもなりますので、そういう意味では、そういう場合は心配だということを申し上げております。

現庁舎につきましても、今回の地震で震度4程度で被害があったと。これ以上大きな地震があれば、非常に大きな被害が出るということも考えられると、それも十分わかります。これは、私、3月の修正案提案のときにも申し上げたんですが、先ほど32年度中に開庁予定やということをお聞きしておりますし、現予定地に建設をするにしても、あと2年足らず先になるわけです。その間に大きな地震が来るとも限らない。そうなったときにこの庁舎がどうなるかという心配もございますので、私は、この庁舎自身を耐震化すべきだというふうに以前も申し上げましたが、今もそのように考えております。

それから、100人いれば100人賛成ということはないと、それはそのとおりだと思います。ここに来て土地取得の契約も今議会に提案をされておりますし、現にこうして建設費用についても計上されたということで、進んでいるという現状の中で、もう今さら言うてもしょうがないんちゃうかと、もう諦めるというか、そこでもうしょうがないんちゃうかというようなご意見の方も確かにおられるというふうに思っておりますが、やっぱり100人に聞いていないということが私は問題やと思うんです。情報としては町民の窓で発信もしていただいているかと思っておりますけれども、やはりあの場所を決める

に当たっては住民の声が反映されていないというふうに考えておりますので、そういう意味では、その点で問題があったのではないかなというふうに考えております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今の答弁の中でこの庁舎の耐震補強、それは耐震的にはいけるとは思うんですけども、ただこの場所ですね。田原川の周辺で水没の可能性があるとされているところで、ここを補強してやりましょうということにはならないかと、私はそう思っております。

次に、今、住民の意見を聞いていないということですけども、確かに直接的に住民の方に町からアンケートなりをされたことはありませんが、ただ、昨年にも町が2回、1回は町長が出て説明会をしているわけですね。町民の窓にもいろいろとずっと広報的に出してきた中で、そういう努力をしながら、その場に来ているんな意見を言われた方は何十人かはおられましたけれども、ほとんど大半の町民の方がその説明会にも来られていないという結果だったとは思っています。それをもって聞いていないということにはならないと思うんですけども、そのあたりはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 確かに説明会はもっていただきましたが、それはもう決定をした後であったというふうに思っております。決定したことを説明して意見を聞くという場ではなかったかと。決定に当たって住民の声を、検討委員会はもっていただきましたけれども、多くの住民の皆さんが決まったことも知らないというような状況の中であったというふうに思っておりますので、決まったことを説明するという説明会はもっていただきましたが、決まるまでの経過のところで住民の声が反映されていないのではないかなというふうに考えております。

○委員長（浅田晃弘） 谷口委員。

○委員（谷口重和） 昨年の説明会は、確かにここにこういう形のものを建てますという説明会ではありましたけれども、その中で、やはりあそこは問題あるで、だめやでということの意見も何人かは出ていましたけれども、多くの住民の方があそこは不安だ、だめだということならば、もっとたくさんの方が説明会にも来られると思うんですよ。確かに今西委員たちは、1,000人余りの署名も集められました。しかし、先ほど言いましたように、多くの町民の方があの場所がだめだということにはなっていないというふうに私は思うんですけども。

いずれにしても、この話をやっても平行線にしかありませんので、もうそれ以上言う

つもりはありませんが、やはりちょっと考え方がおかしいのと違うかなというふうに思いますので、そのことを申し上げまして、私はもう質問を終わります。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） 私も、3月の定例会の際も一般会計の予算の修正案でこういう疑問をしたり、意見を申し上げたりしたことがあるんですが、その際も、私も含め他の議員からも、新庁舎建設については議論を重ねてきた内容でもあって、山手線なり新市街地、それから人口減少対策、移住・定住対策と連関していると、こういうことから、本町の未来に向かっての総合的なまちづくりのためのものであると。だから、この時点での一般会計予算の修正案はもうこれに絞った内容だということでそのときに確認しまして、いかなものかという意見を私も申し上げたわけでありまして。この特別委員会でも修正案は否決すべきものということと、それから、本会議においても否決されたということでございます。

新庁舎の建設事業は平成30年度ということと、さらに一步一步着実に進捗していく中で定例会での補正予算であります。この段階において、まだ新庁舎建設事業だけによる修正案が提出されることは、今も出ておりましたように、非常に理解がしにくい。ルールからいって、修正案を出されることについてはルール的には問題ないわけですが、こういう経過をたどっている中において出されるのは、本当に、ちょっと表現は悪いかもしれませんが、見識を疑うというか、こういう内容じゃないかなというふうに思っております。だから、この辺については、ちょっと重複する部分もありますけれども、非常に私自身は疑問に感じているところです。どうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 現実、新庁舎建設に向けて一步一步着実に進んでいるということでございますけれども、やはりあの場所に新庁舎を建てることについては私自身は反対でございますので、その意思表示としての今回の修正案の提出でございます。ご理解いただけないということでございますが、それはもう仕方がないことかなと思っております。

○委員長（浅田晃弘） 松本委員。

○委員（松本健治） おっしゃるとおり、本当に理解しにくい。今西委員は、住民の皆さんとか、それから声はということを大概言われますね。議会での、また委員会での発言でよく言われるんですけども、この時点でまだこういった修正案を出されるというのは、本町の住民の皆さんにとっては本当に民意なのかという点でもう甚だ疑問に感じていま

す。

私は、先ほど申し上げましたように、総合的な判断として、今進捗中の庁舎建設の事業であるということで、本当に可とすべきやというふうに思って判断をしていますので、関連する部分について前向きに、議会として、議員として見守り、また、意見を具申していくという姿が正しいのではないかなというふうに思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 総合的な判断として可とすべきだというふうに考えておられる議員さんが大半だというふうに思っておりますけれども、もちろん私の提案が後ろ向きだというふうには考えておりませんで、やはりだめなものはだめなんやということで、私の意思として、また、私の意思の後ろには、先ほど松本委員もおっしゃいましたやはり住民の声がございまして、本当に民意かということですが、そこは再検討ということで求めておりますし、本当に皆さんがそこでいいと思っておられるのかどうかということも含めて再検討すべきだということを申し上げております。以上です。

○委員長（浅田晃弘） 松本委員。

○委員（松本健治） 繰り返しになりますけれども、ここまで来た時点でこういう修正案を出される。今回はこの定例会に際してのものでありますが、ここまでずっと歩んできているわけですね。だから、私は民意かというふうに聞きましたけれども、それだけ思いが強いならば、ほかにも方法はあるんじゃないですか、町長に対するものとか。だから、その辺からいうと、私は前、パフォーマンスに近いものよという話をさせてもらったんですけども、こういうところでそういうことをやること自体が民意からするとちょっと外れているんじゃないかなというふうに思うわけですね。

だから、この場でこのことだけでやられていること自体が今までの経過からいって絶対達成できないものなんですね。委員からすればなかなか達成できないと思うんですよ。その辺はもう繰り返し議論してきた内容なんで、ほかの方法だってあるんじゃないですか。やれというわけじゃないですよ、私は。だから、そう言うべき内容だと思うんですよ。何回やっても議論はないと思いますし、これだけ申し上げておきたいというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございせんか。垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 当初からずっと反対、反対で来られて、じゃあ共産党を中心にした、今西さん、ご主人を中心にしたと言っていいんでしょうか、その体制の人々は、今西さ



んが議員でありますので今西さんにお聞きしますが、いつまで反対するのか、スイッチをいつ切りかえるのか、ボタンをいつ押し違えるようにするのか、その辺のタイミングはいつなんですか。

いや、最終、建ったわ、今回の議場を見ますと他所にないような変わったというか、ユニークな議場になっているわけですね、レイアウトを含めて。ああいった場に恐らくよそから見学に来ると思うんですけど、来たときに例えば今西さんが説明するとなれば、私は今でも反対です、ずっと反対してきました、こんなものは反対ですと、そんな説明ができるのかどうか。そのときになったら、我々は反対したけど、もっといい庁舎の検討を依頼していたけど、最終的にこんなのが建ったけど、どういうふうな言いわけがましい言い方をされるのか、また説明をされるのかわかりませんが、どうなんですか。スイッチはいつ切り替えられるんですか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） そうですね。ほかの市町から来られた方にどう説明するかというご質問ですけれども、私は反対していましたみたいな説明をするつもりは一切ございません。

いつ切り替えるかということですが、以前同じようなことを聞かれた際に、建設が始まったらみたいなことも言っていたような記憶もございますが、現時点では、いつスイッチを切り替えるかということについては決めておりません。あくまで建っても反対でございます。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） 竣工してもこの場では私は反対しますと。反対するという事は、気持ちとしてはそこへ入ること自体も非常に嫌やなど、いや、もうこれは入れないなどという気持ちになると思うんですけど、そこら辺の腹の括りはどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 建設されれば、反対は反対ということは申し上げるかと思いますが、建った段階でさらに修正案を出すというようなことはないかというふうに思っております。

入れるか入れないかというのは、ちょっとそういう議論はおかしいかなというふうに思います。

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） ということは、どこかでスイッチを切り替えると、もう背に腹はか

えられんというか、とにかく気持ちとしてはみんなと一緒にの気持ちになったということ  
を想定してこれから進んでいくということですか。

今のところはとても歩調を合わす気はないでしょうけど、最終的には、やっぱり建っ  
たときの議員構成メンバーからいくと名前が残るわけです、後世に。私だけ反対したそ  
のときに、賛成した人はこれだけ、反対した人はこれだけ、そんなものは表に出てこな  
いですが、ただ、やっぱり気持ちとしては良心が許さんと思うねん。良心があるかない  
か、それは別にして。だから、そこら辺はどうなんですか。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 反対している者が庁舎に入ることについて良心をとがめられるん  
じゃないかというふうにおっしゃっているんですか。ごめんなさい、意味がわからない。  
ちょっとおっしゃっていることが私自身、理解できませんので。反対していた者が庁舎  
に入ることが後ろめたいということかと思いますが……

○委員長（浅田晃弘） 垣内委員。

○委員（垣内秋弘） いや、気持ちの整理が、やっぱりどこかに、竣工してそこに庁舎が  
できても、いや、私はここに反対したからやっぱり何か気持ちの整理がつかないとか、  
頭の片隅にそういうふうなわだかまりが残ると思うんです。そういった中で、どこかで  
やっぱりスタートして、きちとした形で気持ちよく議員活動をやらしてもらわないかん  
わけですよ。我々もやらないかんわけですけど。ですから、そういった中で気持ちよく  
できるのかなと。

ちょっと話がだんだんそれてきました。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。原田委員。

○委員（原田周一） 私も、当初予算の3月のときに、いろいろ修正のときにお尋ねして、  
先ほどから出る出ています議会の決議を尊重するというのを私の質問でも当時おっし  
やいました。結果、ここまで来ているわけですけど、今回また同じようなことで行動を  
起こされてこの議案が出されているわけですけども、実際に今西委員が言われた議会の  
決議を尊重するという言葉が、本当に尊重しているのかなと、その部分だけ1点確認  
しておきたいと思います。

○委員長（浅田晃弘） 今西委員。

○委員（今西久美子） 議会の議決につきましては、尊重すべきものだというふうに考え  
ております。ただ、新庁舎の件につきましては、私自身が納得をしてございませぬので、  
今回の修正案の提案に至ったものでございます。

○委員長（浅田晃弘） 原田委員。

○委員（原田周一） それで、住民の声がどうのこうのということをずっと一貫して言われています。そういったことを踏まえて、いろいろ過去数年間にわたってこの庁舎問題については発言されてきたわけですね。それで、ゴーという形で今進んでいるわけですね、それを踏まえて。当然、今西委員も住民さんが、住民さんがと言われてはいますが、住民さんの声を代弁されて、議論されて、いろんな決議がなされてきたと。

だから、個人的にお腹の中で反対しようが賛成しようが、それは別にそれぞれの個人の議員さんの判断やとは思いますが、いつまでもこういったことが何か繰り返されて、今回もまたかということで、以前、松本議員でしたか、パフォーマンスやというようなことも出ていましたけども、本当に今回の行動はもうそれしかないということで、こういうのを委員会に上程する前に、私は、言うて失礼ですけど、もう逆に却下してもええぐらいのものじゃないかと当時これを見たときには思ったんですけども、答弁は結構ですけど、私はそれが言いたいです。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 皆さんのいろんな意見もあったわけですけども、実際、今西さんも私も、新庁舎そのものを建てることに反対しているわけやないし、具体的にどこに建てるか、今の場所がやっぱり、先ほども今西さんが言われたように、いろいろと問題点もあるやろうという点があると思います。そういう点でやっぱりもう少し考えてほしいなというところから今の修正案が出されているんだと思いますので、その辺は皆さんにご理解をお願いしたいなとふうに思います。今西さんには別に答弁は求めません。

○委員長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（浅田晃弘） ないようですので、本修正案については、原案とあわせて討論、採決いたしたいと思います。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 36 分

再 開 午前 11 時 36 分

○委員長（浅田晃弘） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより討論を行います。

本件に対しては、今西久美子委員から先ほど提案説明のありました修正案が提出されています。したがって、これを本件とあわせて議題といたします。

修正案について、直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

まず、本件に対する修正案について採決いたします。本修正案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(浅田晃弘) 挙手少数であり、よって修正案は否決されました。

修正案は否決されましたので、原案について討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。

修正案は否決されましたので、原案について採決を行います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(浅田晃弘) 挙手多数。よって議案第43号、平成30年度宇治田原町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今回、予算特別委員会に付託された議案の審査を終了いたしました。

この審査の結果につきましては、予算特別委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、6月21日の本会議において討論される方は、既に配付しています討論通告書を6月19日火曜日午後5時までに議長まで提出をお願いいたします。

委員各位の慎重な審査を賜り、ご協力ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会することにいたします。どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時39分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長            浅   田   晃   弘